

加 監 第 1 4 1 号

平成23年7月26日

加古川市長 樽 本 庄 一 様

加古川市監査委員 田 中 良 計

加古川市監査委員 西 尾 透

加古川市監査委員 相 良 大 悟

加古川市監査委員 井 上 隆 司

平成22年度加古川市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

| | | |
|-----|-------------|----|
| 第1 | 審査の対象 | 1 |
| 第2 | 審査の実施期間 | 1 |
| 第3 | 審査の方法 | 2 |
| 第4 | 審査の結果 | 2 |
| 1 | 健全化判断比率等の状況 | 3 |
| (1) | 実質赤字比率 | 3 |
| (2) | 連結実質赤字比率 | 5 |
| (3) | 実質公債費比率 | 8 |
| ア | 地方債元利償還額 | 9 |
| イ | 準元利償還額 | 9 |
| ウ | 特定財源 | 10 |
| (4) | 将来負担比率 | 11 |
| ア | 将来負担額 | 12 |
| イ | 充当可能財源等 | 15 |
| (5) | 資金不足比率 | 17 |
| 2 | むすび | 18 |

(注) 以下、文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領による。

1. 文中及び各表中の金額は、千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計額と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
2. 文中及び各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」・・・0又は該当数値はあるが単位未満のもの。
「—」・・・該当数値のないもの及び算出不能又は無意味のもの。
4. 原則として各表中の元号は省略した。

平成22年度加古川市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計等

| 区 分 | | 実質赤字 比 率 | 連結実質 赤字比率 | 実質公債 費 比 率 | 将来負担 比 率 | 資金不足 比 率 | | | | | |
|----------------------|---|------------------|--------------|---------------|-------------|-------------|------------|---|---|---|---|
| 一般 会計等 | 一般会計 | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | | | | | |
| | 一般会計等 に属する 特別会計 | 公園墓地造成事業 | | | | | | | | | |
| | | 夜間急病医療事業 | | | | | | | | | |
| | | 歯科保健センター事業 | | | | | | | | | |
| | | 緊急通報システム事業 | | | | | | | | | |
| その 他の 特別 会計 | 一般会計等以 外の特別会計 のうち公営企 業に係る特別 会計以外の 会計 | 国民健康保険事業 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | | | | | |
| | | 老人保健事業 | | | | | | | | | |
| | | 後期高齢者医療事業 | | | | | | | | | |
| | | 介護保険事業 | | | | | | | | | |
| | | 駐車場事業 | | | | | | | | | |
| | 公営企業 に係る 特別会計 | 法 非 適 用 | | | | | 公設地方卸売市場事業 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| | | | | | | | 下水道事業 | | | | |
| | | 法 適 用 | | | | | 水道事業 | | | | |
| | | | | | | | 病院事業 | | | | |
| | | 一部事務組合・広域連合 | | | | | | | | | |
| 地方公社・第三セクター等 | | | | | | | | | | | |

- (注) 1. 「法適用」とは地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業である。
2. 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

第2 審査の実施期間

平成23年7月13日から平成23年7月26日まで

第3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確に作成され、各比率はいずれも適正に算定されていると認められた。

なお、各比率は次のとおり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

| 比率名 | | 22年度 | 早期健全化基準 経営健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------------|-------|--------------------|--------|
| 実質赤字比率 | | — | 11.29% | 20.0% |
| 連結実質赤字比率 | | — | 16.29% | 35.0% |
| 実質公債費比率 | | 8.8% | 25.0% | 35.0% |
| 将来負担比率 | | 67.5% | 350.0% | |
| 資金不足比率 | 公設地方卸売市場事業 | — | 20.0% | |
| | 下水道事業 | — | 20.0% | |
| | 水道事業 | — | 20.0% | |
| | 病院事業 | — | 20.0% | |

- (注) 1. 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合、各比率は算定されないものであり、「—」と表示している。
2. 連結実質赤字比率の財政再生基準は30%であるが、23年度(22年度決算)については35%とする経過措置がある。

1 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、実質赤字額がない場合は算定されない。

| |
|--|
| $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ |
|--|

(注) 1. 実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

2. 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

一般会計等の実質収支等の状況は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支等の状況

| (単位 金額：千円、比率：%) | | | |
|-----------------|------------|------------|----------|
| 会計名 | 22年度 | 21年度 | 増減 |
| 一般会計 | 125,718 | 94,782 | 30,936 |
| 公園墓地造成事業 | 106,210 | 145,617 | △ 39,407 |
| 夜間急病医療事業 | 128,424 | 120,601 | 7,823 |
| 歯科保健センター事業 | 22,375 | 35,192 | △ 12,817 |
| 緊急通報システム事業 | 3,349 | 3,145 | 204 |
| 合計 A | 386,076 | 399,337 | △ 13,261 |
| 標準財政規模 B | 47,569,459 | 46,630,575 | 938,884 |
| 実質赤字比率 A/B×100 | — | — | — |

平成22年度の一般会計等の実質収支額の合計額は、386,076千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の状況を見ると、一般会計は125,718千円の黒字であり、単年度収支も30,936千円の黒字である。

公園墓地造成事業会計は106,210千円の黒字で、単年度収支は39,407千円の赤字である。これは主に、墓地使用料及び墓園管理料が減少したことによるものである。

夜間急病医療事業会計は128,424千円の黒字で、単年度収支も7,823千円の黒字である。

歯科保健センター事業会計は22,375千円の黒字で、単年度収支は12,817千円の赤字

である。

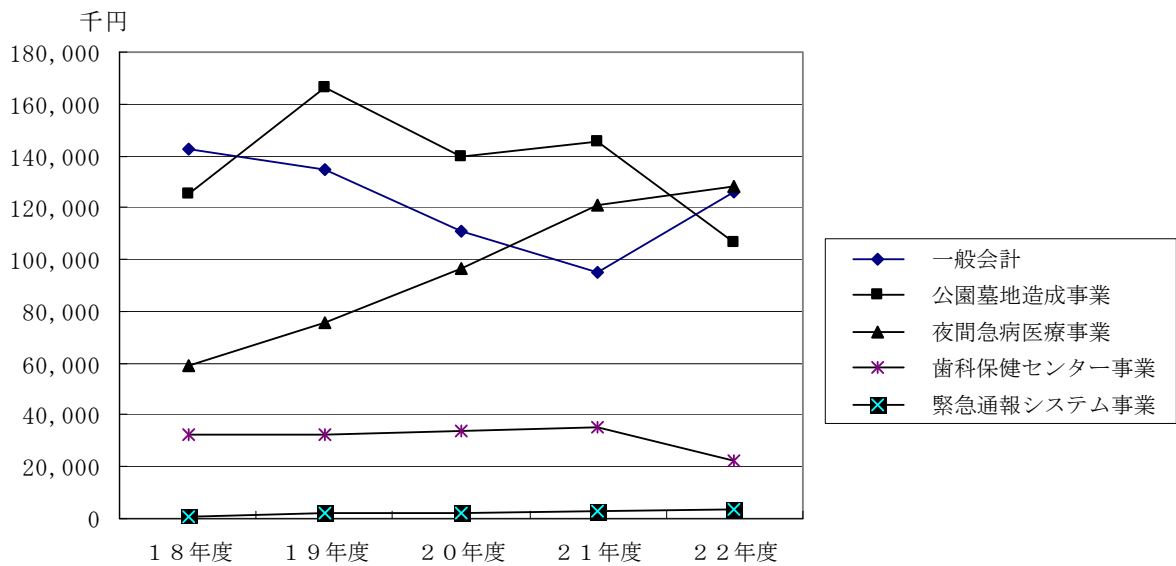
緊急通報システム事業会計は3,349千円の黒字で、単年度収支も204千円の黒字である。

<参 考>

一般会計等の実質収支の推移

(単位 千円)

| 会計名 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般会計 | 142,698 | 134,734 | 111,013 | 94,782 | 125,718 |
| 公園墓地造成事業 | 125,082 | 166,525 | 139,368 | 145,617 | 106,210 |
| 夜間急病医療事業 | 59,339 | 75,722 | 96,402 | 120,601 | 128,424 |
| 歯科保健センター事業 | 32,463 | 32,384 | 33,677 | 35,192 | 22,375 |
| 緊急通報システム事業 | 1,069 | 2,185 | 2,334 | 3,145 | 3,349 |
| 合 計 | 360,651 | 411,551 | 382,794 | 399,337 | 386,076 |



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、全会計の連結実質赤字額がない場合は算定されない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(注) 連結実質赤字額 = (イ+ロ) - (ハ+ニ)

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況は、次のとおりである。

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

| 会計名 | 22年度 | 21年度 | 増減 |
|------------------|------------|------------|-----------|
| 一般会計等 | 386,076 | 399,337 | △ 13,261 |
| 国民健康保険事業 | 278,901 | 398,315 | △ 119,414 |
| 老人保健事業 | 0 | 9,569 | △ 9,569 |
| 後期高齢者医療事業 | 47,644 | 50,220 | △ 2,576 |
| 介護保険事業 | 86,079 | 27,803 | 58,276 |
| 公設地方卸売市場事業 | 0 | 0 | 0 |
| 駐車場事業 | △ 70,460 | △ 71,077 | 617 |
| 下水道事業 | 0 | 0 | 0 |
| 水道事業 | 4,523,742 | 3,963,833 | 559,909 |
| 病院事業 | 4,292,584 | 2,939,805 | 1,352,779 |
| 合計 A | 9,544,566 | 7,717,805 | 1,826,761 |
| 標準財政規模 B | 47,569,459 | 46,630,575 | 938,884 |
| 連結実質赤字比率 A/B×100 | — | — | — |

平成22年度全会計の実質収支額及び資金剰余（不足）額の合計額は、9,544,566千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

一般会計等以外の状況を見ると、国民健康保険事業会計は278,901千円の黒字で、単年度収支は119,414千円の赤字である。

後期高齢者医療事業会計は 47,644 千円の黒字で、単年度収支は 2,576 千円の赤字である。

介護保険事業会計は 86,079 千円の黒字であり、単年度収支も 58,276 千円の黒字である。

公設地方卸売市場事業会計は、21 年度、22 年度とも実質収支は 0 千円であり、資金剰余（不足）は発生していない。

駐車場事業会計は 70,460 千円の赤字であるが、単年度収支は 617 千円の黒字である。

水道事業会計は 4,523,742 千円の余剰資金があり、前年度に比べ 559,909 千円の増加である。

病院事業会計は 4,292,584 千円の余剰資金があり、前年度に比べ 1,352,779 千円の増加である。

なお、下水道事業会計の実質収支は、平成 22 年度が 64,223 千円の赤字、平成 21 年度も 63,832 千円の赤字であるが、減価償却前利益による負債償還可能額算定方式（法非適用企業）により算定された解消可能資金不足額が平成 22 年度 116,458 千円、平成 21 年度 105,202 千円であるため、健全化判断比率等の算定上は資金不足が発生していないことになる。

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において資金の不足額から控除する一定の額で、下水道事業会計では事業用施設の減価償却期間と企業債の償還期間との差等により生じる資金不足額である。

<参 考>

一般会計等以外の会計の実質収支の推移

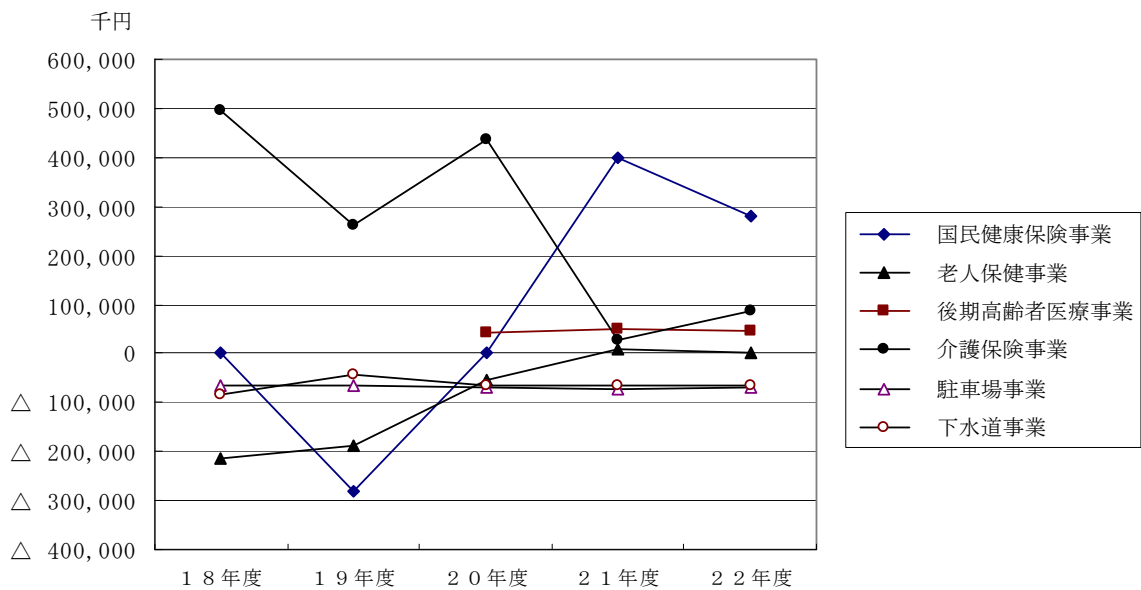
(単位 千円)

| 会計名 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 国民健康保険事業 | 0 | △ 281,808 | 0 | 398,315 | 278,901 |
| 老人保健事業 | △ 214,469 | △ 186,615 | △ 52,691 | 9,569 | 0 |
| 後期高齢者医療事業 | — | — | 41,773 | 50,220 | 47,644 |
| 介護保険事業 | 495,424 | 260,810 | 438,159 | 27,803 | 86,079 |
| 生活安全共済事業 | 25,384 | 25,352 | 25,643 | 0 | — |
| 公設地方卸売市場事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 駐車場事業 | △ 65,822 | △ 66,512 | △ 70,826 | △ 71,077 | △ 70,460 |
| 下水道事業 | △ 85,255 | △ 42,715 | △ 63,812 | △ 63,832 | △ 64,223 |
| 合 計 | 155,262 | △ 291,488 | 318,246 | 350,998 | 277,941 |

(注) 後期高齢者医療事業会計は20年度事業開始である。

生活安全共済事業会計は21年度事業終了である。

下水道事業の18年度から21年度の欄は、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計額を記載している。



(注) 収支均衡が続いている公設地方卸売市場事業会計は除いている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担する公債費等の額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）で、次の式から算定される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債元利償還額} + \text{準元利償還額}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 準元利償還額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ

- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ロ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ハ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ニ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ホ 一時借入金の利子

2. 基準財政需要額算入額は、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額である。

公債費等の状況は、次のとおりである。

公債費等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

| 区 分 | 22年度 | 増減 | 21年度 | 増減 | 20年度 |
|-------------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 地方債元利償還額 A | 8,228,588 | △ 97,672 | 8,326,260 | 203,120 | 8,123,140 |
| 準元利償還額 B | 4,905,415 | 340,675 | 4,564,740 | △ 462,516 | 5,027,256 |
| 特定財源 C | 1,841,137 | △ 332,081 | 2,173,218 | △ 111,359 | 2,284,577 |
| 基準財政需要額算入額 D | 7,471,858 | 12,616 | 7,459,242 | △ 38,123 | 7,497,365 |
| (A+B)-(C+D) E | 3,821,008 | 562,468 | 3,258,540 | △ 109,914 | 3,368,454 |
| 標準財政規模 F | 47,569,459 | 938,884 | 46,630,575 | 362,968 | 46,267,607 |
| (F-D) G | 40,097,601 | 926,268 | 39,171,333 | 401,091 | 38,770,242 |
| 実質公債費比率(単年度) E/G×100 | 9.5 | 1.2 | 8.3 | △ 0.3 | 8.6 |
| 実質公債費比率(3か年平均) | 8.8 | △ 0.2 | 9.0 | △ 1.2 | 10.2 |

平成22年度の実質公債費比率は8.8%で、前年度(9.0%)に比べ0.2ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っている。

ア 地方債元利償還額

一般会計等の公債費充当一般財源等額で、繰上償還した額、借換債で償還した額、満期一括償還地方債の元金償還額等を控除した額である。その内訳は、次のとおりである。

地方債元利償還額

(単位 千円)

| 区 分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 地方債元利償還額(繰上償還額等を除く。) | 8,123,140 | 8,326,260 | 8,228,588 |

イ 準元利償還額

地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

準元利償還額

(単位 千円)

| 区 分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 公営企業等に係るもの | 3,279,834 | 2,989,659 | 3,569,394 |
| 債務負担行為に係るもの | 1,612,713 | 1,465,464 | 1,228,086 |
| 満期一括償還地方債(年度割相当額) | 132,910 | 105,355 | 104,706 |
| 一部事務組合等に係るもの | 0 | 0 | 0 |
| 一時借入金利子 | 1,799 | 4,262 | 3,229 |
| 合 計 | 5,027,256 | 4,564,740 | 4,905,415 |

(ア) 公営企業等に係るもの

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債等の償還の財源に充てたと認められるものである。その内訳は、次のとおりである。

公営企業等に係る準元利償還額

(単位 千円)

| 区 分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 介護保険事業 | 1,927 | 1,895 | 1,904 |
| 駐車場事業 | 64,917 | 60,618 | 56,401 |
| 公設地方卸売市場事業 | 11,239 | 3,108 | 467 |
| 下水道事業 | 2,755,679 | 2,410,129 | 2,463,195 |
| 水道事業 | 46,844 | 47,190 | 29,051 |
| 病院事業 | 399,228 | 466,719 | 1,018,376 |
| 合 計 | 3,279,834 | 2,989,659 | 3,569,394 |

(注) 下水道事業の20年度、21年度の欄は、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計額を記載している。

(イ) 債務負担行為等に係るもの

債務負担行為に基づく支出のうち、地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

債務負担行為に係る準元利償還額

| (単位 千円) | | | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 区 分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 依頼土地の買戻しに係るもの | 1,200,052 | 1,058,032 | 901,515 |
| PFI事業に係るもの | 221,195 | 221,195 | 221,517 |
| 国営土地改良事業に係るもの | 51,148 | 47,280 | 42,987 |
| 利子補給に係るもの | 48,871 | 47,510 | 37,819 |
| その他 | 91,447 | 91,447 | 24,248 |
| 合 計 | 1,612,713 | 1,465,464 | 1,228,086 |

(ウ) 満期一括償還地方債(年度割相当額)

償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額である。実際には元金償還金が発生していなくても、年度割相当額を準元利償還額として算定するもので、かこがわ未来債等が該当する。

ウ 特定財源

地方債の償還に充当可能な特定財源である。その内訳は、次のとおりである。

特定財源

| (単位 千円) | | | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 区 分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 都市計画税充当可能額 | 2,230,207 | 2,118,363 | 1,782,150 |
| 公営住宅使用料充当可能額 | 35,473 | 39,227 | 50,358 |
| その他 | 18,897 | 15,628 | 8,629 |
| 合 計 | 2,284,577 | 2,173,218 | 1,841,137 |

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 将来負担額＝イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ＋ト＋チ

- イ 一般会計等の地方債の現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額
 - ニ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 市が設立した法人の負債の額及びその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
2. 充当可能財源等＝充当可能基金額＋充当可能特定歳入見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額等の状況は、次のとおりである。

将来負担額等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

| 区 分 | 2 2 年度 | 2 1 年度 | 増減 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 地方債の現在高 | 82,693,832 | 80,466,605 | 2,227,227 |
| 債務負担行為に基づく支出予定額 | 16,894,744 | 20,059,403 | △ 3,164,659 |
| 公営企業債等繰入見込額 | 40,446,896 | 43,489,668 | △ 3,042,772 |
| 組合等負担等見込額 | 0 | 0 | 0 |
| 退職手当負担見込額 | 17,319,937 | 17,231,004 | 88,933 |
| 設立法人の負債額等負担見込額 | 403,708 | 426,583 | △ 22,875 |
| 連結実質赤字額 | 0 | 0 | 0 |
| 組合等連結実質赤字額負担見込額 | 0 | 0 | 0 |
| 将来負担額 A | 157,759,117 | 161,673,263 | △ 3,914,146 |
| 充当可能基金額 | 15,384,890 | 14,064,755 | 1,320,135 |
| 充当可能特定歳入見込額 | 27,269,596 | 29,662,728 | △ 2,393,132 |
| 基準財政需要額算入見込額 | 88,014,144 | 87,510,657 | 503,487 |
| 充当可能財源等 B | 130,668,630 | 131,238,140 | △ 569,510 |
| (A-B) C | 27,090,487 | 30,435,123 | △ 3,344,636 |
| 標準財政規模 D | 47,569,459 | 46,630,575 | 938,884 |
| 基準財政需要額算入額 E | 7,471,858 | 7,459,242 | 12,616 |
| (D-E) F | 40,097,601 | 39,171,333 | 926,268 |
| 将来負担比率 C/F×100 | 67.5 | 77.6 | △ 10.1 |

平成 22 年度の将来負担比率は 67.5%で、前年度（77.6%）に比べ 10.1 ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

将来負担額等の構成割合

| (単位 千円) | | | | |
|-----------------|--------------------|----------------|--------------------|----------------|
| 区 分 | 22年度 | 割合 | 21年度 | 割合 |
| 地方債の現在高 | 82,693,832 | 52.42% | 80,466,605 | 49.77% |
| 債務負担行為に基づく支出予定額 | 16,894,744 | 10.71% | 20,059,403 | 12.41% |
| 公営企業債等繰入見込額 | 40,446,896 | 25.64% | 43,489,668 | 26.90% |
| 退職手当負担見込額 | 17,319,937 | 10.98% | 17,231,004 | 10.66% |
| 設立法人の負債額等負担見込額 | 403,708 | 0.26% | 426,583 | 0.26% |
| 将来負担額 | 157,759,117 | 100.00% | 161,673,263 | 100.00% |
| 充当可能基金額 | 15,384,890 | 11.77% | 14,064,755 | 10.72% |
| 充当可能特定歳入見込額 | 27,269,596 | 20.87% | 29,662,728 | 22.60% |
| 基準財政需要額算入見込額 | 88,014,144 | 67.36% | 87,510,657 | 66.68% |
| 充当可能財源等 | 130,668,630 | 100.00% | 131,238,140 | 100.00% |

ア 将来負担額

(7) 地方債の現在高

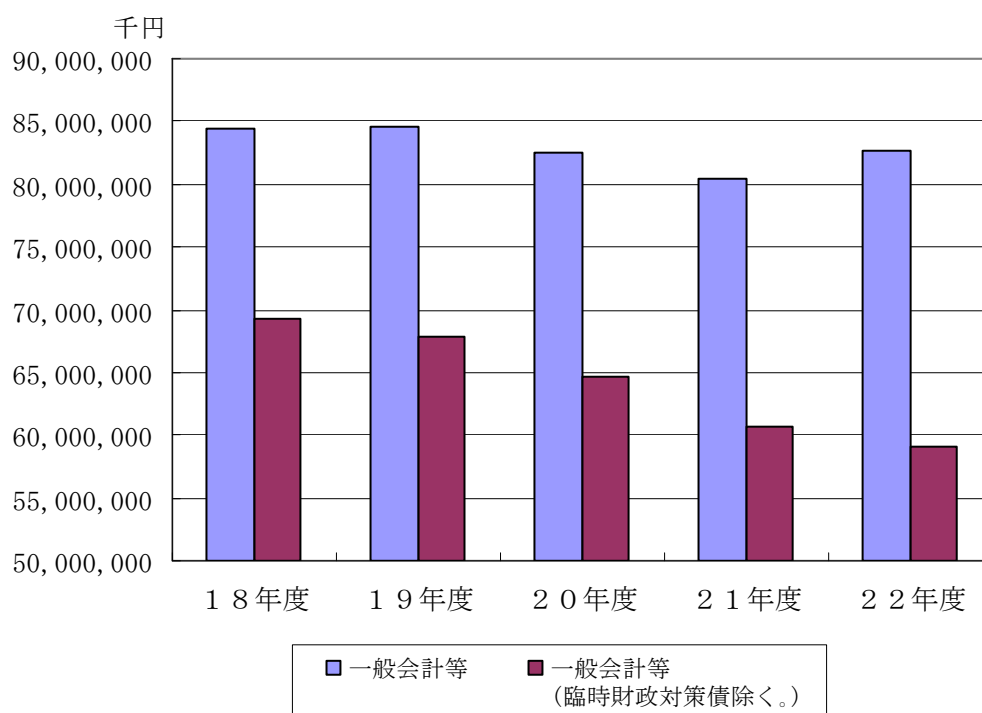
一般会計等の地方債の現在高は 82,693,832 千円で、前年度に比べ 2,227,227 千円の増加である。

増加の主な要因は、一般会計債の教育債が 1,004,373 千円、土木債が 917,740 千円及び減税補填債が 754,090 千円減少したことに対し、臨時財政対策債が 3,735,065 千円及び一般会計債の衛生債が 1,480,544 千円増加したことによるものである。

主な内訳は、一般会計債の土木債 27,604,241 千円、衛生債 9,708,959 千円及び教育債 9,243,350 千円並びに臨時財政対策債 23,547,669 千円、減税補填債 5,313,842 千円である。

一般会計等の地方債残高の推移

| (単位 千円) | | | | | |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 区 分 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| 一般会計等 | 84,455,822 | 84,539,882 | 82,568,613 | 80,466,605 | 82,693,832 |
| 一般会計等 (臨時財政対策債除く。) | 69,346,805 | 67,866,815 | 64,730,380 | 60,654,001 | 59,146,163 |



(注) 臨時財政対策債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度である。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には将来負担比率に影響を及ぼさない。

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は 16,894,744 千円で、前年度に比べ 3,164,659 千円の減少である。

減少の主な要因は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るものが 2,918,286 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るもの 14,265,323 千円及び P F I 事業に係るもの 2,435,376 千円である。

債務負担行為に基づく支出予定額

(単位 千円)

| 区 分 | 22年度 | 21年度 | 増減 |
|---------------|------------|------------|-------------|
| 依頼土地の買戻しに係るもの | 14,265,323 | 17,183,609 | △ 2,918,286 |
| P F I 事業に係るもの | 2,435,376 | 2,607,818 | △ 172,442 |
| 国営土地改良事業に係るもの | 116,124 | 159,111 | △ 42,987 |
| その他 | 77,921 | 108,865 | △ 30,944 |
| 合 計 | 16,894,744 | 20,059,403 | △ 3,164,659 |

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

公営企業債等繰入見込額は、公営企業債等の元金償還に対する一般会計等からの繰出見込額で、下水道事業のほか6会計に対するものである。

当年度の見込額は40,446,896千円で、前年度に比べ3,042,772千円の減少である。

減少の主な要因は、下水道事業に対する繰出見込額が3,052,834千円減少したことによるものである。

主な内訳は、下水道事業に対する繰出見込額33,413,518千円及び病院事業に対する繰出見込額6,503,314千円である。

公営企業債等繰入見込額の状況

| (単位 千円) | | | |
|------------|------------|------------|-------------|
| 会計名 | 22年度 | 21年度 | 増減 |
| 介護保険事業 | 10,221 | 11,869 | △ 1,648 |
| 駐車場事業 | 40,029 | 73,558 | △ 33,529 |
| 公設地方卸売市場事業 | 24,112 | 39,754 | △ 15,642 |
| 下水道事業 | 33,413,518 | 36,466,352 | △ 3,052,834 |
| 水道事業 | 455,702 | 534,169 | △ 78,467 |
| 病院事業 | 6,503,314 | 6,363,966 | 139,348 |
| 合計 | 40,446,896 | 43,489,668 | △ 3,042,772 |

(注)下水道事業の21年度の欄は、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計額を記載している。

(エ) 組合等負担等見込額

本市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額であるが、加古川市外2市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも地方債現在高がないため負担等見込額は算出されない。

(オ) 退職手当負担見込額

退職手当負担見込額は、一般会計等が実質的に退職手当を負担する特別職を含む職員（平成22年度末退職者を除く。）が、平成22年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。当年度の負担見込額は17,319,937千円で、前年度に比べ88,933千円の増加である。

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

設立法人の負債額等負担見込額は、本市が設立した法人の負債額のうち、一般会計等が負担するもの及び本市が損失補償を行っている債務等に係る一般会計等の負担見込額である。

当年度の負担見込額は 403,708 千円で、前年度に比べ 22,875 千円の減少である。

減少の主な要因は、(財)加古川食肉公社に対する負担見込額が 17,325 千円及び加古川再開発ビル(株)に対する負担額が 10,397 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川再開発ビル(株)に対する負担見込額 208,016 千円及び(財)加古川食肉公社に対する負担見込額 184,928 千円である。

なお、加古川市土地開発公社については、当年度末の負債額は 12,336,209 千円であるが、保有する現金及び預金と土地の取得価額の合計額が負債額を上回るため負担見込額は算出されない。

設立法人の負債額等負担見込額

| (単位 千円) | | | |
|-------------|---------|---------|----------|
| 法人名 | 22年度 | 21年度 | 増減 |
| 加古川再開発ビル(株) | 208,016 | 218,413 | △ 10,397 |
| (財)加古川食肉公社 | 184,928 | 202,253 | △ 17,325 |
| 兵庫県信用保証協会 | 10,764 | 5,917 | 4,847 |
| 合計 | 403,708 | 426,583 | △ 22,875 |

(キ) 組合等連結実質赤字額負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額であるが、加古川市外 2 市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも実質赤字額又は資金不足額がないため負担見込額は算出されない。

イ 充当可能財源等

(7) 充当可能基金額

充当可能基金額は 15,384,890 千円で、前年度に比べ 1,320,135 千円の増加である。

増加の主な要因は、職員退職手当基金が 687,808 千円減少したものの、公共施設等整備基金が 1,660,624 千円及び福祉コミュニティ基金が 469,218 千円増加したこ

とによるものである。

主な内訳は、財政調整基金 4,604,829 千円及び公共施設等整備基金 3,598,735 千円である。

充当可能基金額の状況

(単位 千円)

| 基金名 | 22年度 | 21年度 | 増減 |
|-----------------|------------|------------|-----------|
| 奨学資金基金 | 12,900 | 12,900 | 0 |
| 財政調整基金 | 4,604,829 | 4,527,639 | 77,190 |
| 福祉コミュニティ基金 | 1,782,290 | 1,313,072 | 469,218 |
| 日光山墓園管理基金 | 564,349 | 544,462 | 19,887 |
| 市債管理基金 | 1,848,332 | 1,926,652 | △ 78,320 |
| 職員退職手当基金 | 1,443,264 | 2,131,072 | △ 687,808 |
| 介護保険給付費準備基金 | 1,432,992 | 1,536,653 | △ 103,661 |
| 国民健康保険事業基金 | 60,030 | 59,893 | 137 |
| 公共施設等整備基金 | 3,598,735 | 1,938,111 | 1,660,624 |
| 介護従事者処遇改善臨時特例基金 | 37,169 | 74,301 | △ 37,132 |
| 合 計 | 15,384,890 | 14,064,755 | 1,320,135 |

(イ) 充当可能特定歳入見込額

充当可能特定歳入見込額は 27,269,596 千円で、前年度に比べ 2,393,132 千円の減少である。

主な内訳は、都市計画税 26,541,100 千円及び公営住宅使用料 671,959 千円である。

充当可能特定歳入見込額の状況

(単位 千円)

| 特定歳入 | 22年度 | 21年度 | 増減 |
|----------------|------------|------------|-------------|
| 都市計画税 | 26,541,100 | 28,904,518 | △ 2,363,418 |
| 公営住宅使用料 | 671,959 | 684,344 | △ 12,385 |
| 住宅建設・改修資金回収額 | 28,681 | 44,533 | △ 15,852 |
| 歯科保健センター受託事業収入 | 27,856 | 29,333 | △ 1,477 |
| 合 計 | 27,269,596 | 29,662,728 | △ 2,393,132 |

(ウ) 基準財政需要額算入見込額

基準財政需要額算入見込額は 88,014,144 千円で、前年度に比べ 503,487 千円の増加である。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業の規模に対する比率で、次の式から算定されるが、資金不足が発生していない場合は算定されない。

| |
|--|
| $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ |
|--|

(注) 1. 資金の不足額

[法適用企業] : (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] : (実質赤字額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

2. 事業の規模

[法適用企業] : 営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業] : 上記に相当する額

各会計の資金剰余(不足)等の状況は、次のとおりである。

各会計の資金剰余(不足)等の状況

(単位 金額:千円、比率:%)

| 事業名 | | 資金剰余 (不足)額 A | 事業の規模 B | 資金不足比率 A/B |
|----------------|------|-----------------|------------|---------------|
| 公設地方卸売 市場事業 | 22年度 | 0 | 77,402 | — |
| | 21年度 | 0 | 78,561 | — |
| | 増減 | 0 | △ 1,159 | — |
| 下水道事業 | 22年度 | 0 | 4,929,672 | — |
| | 21年度 | 0 | 4,927,611 | — |
| | 増減 | 0 | 2,061 | — |
| 水道事業 | 22年度 | 4,523,742 | 4,611,559 | — |
| | 21年度 | 3,963,833 | 4,595,880 | — |
| | 増減 | 559,909 | 15,679 | — |
| 病院事業 | 22年度 | 4,292,584 | 8,470,953 | — |
| | 21年度 | 2,939,805 | 7,585,008 | — |
| | 増減 | 1,352,779 | 885,945 | — |

(注) 下水道事業の21年度の欄は、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計である。

平成22年度も各公営企業会計において資金不足は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

なお、下水道事業会計は、前述したとおり実質収支は64,223千円の赤字であるが、解消可能資金不足額が116,458千円であるため、資金不足額は0千円となる。

2 むすび

平成 22 年度における健全化判断比率等のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため前年度に引き続き算定されない。実質公債費比率は 8.8%で、前年度（9.0%）に比べ 0.2 ポイントの低下、将来負担比率は 67.5%で、前年度（77.6%）に比べ 10.1 ポイントの低下で、いずれも引き続き早期健全化基準を下回っている。

その要因としては、厳しい財政状況の中、職員の給料表のマイナス改定及び期末・勤勉手当の支給率引き下げ、職員数の削減、未利用財産の処分の推進など行財政改革への取り組みとともに、土地開発公社からの買戻しを積極的に行ってきたことにより、比率が改善している。また、参考として平成 21 年度の全国の特例市の実質公債費比率の平均は 9.9%、将来負担比率の平均は 88.6%であったことから、本市の健全化判断比率はおおむね良好であるといえる。

健全化判断比率は、単年度の収支勘定だけでなく、一般会計が将来において負担することが見込まれる費用の比率などが把握できる有用な情報である。よって、地方公会計制度の改革に伴い公表されている「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の財務書類 4 表と併せ、市民の視点に立ってより一層分かりやすい財政情報の開示に努められたい。

なお、平成 22 年度の健全化判断比率等の審査においては、特に問題となる点は認められなかったが、将来的にみれば本市の標準財政規模も縮小していくことが予想されることから、今後予定されている市民病院機構の新病院建設や新クリーンセンターの移転新設などの大規模プロジェクトについては、長期的な財政負担を伴うことから慎重に取り組みたい。

また、東日本大震災が日本経済に与える影響は深刻なものがあり、本市においても歳入の根幹である市税の増収が見込めない一方で、歳出においては扶助費等の社会保障関係経費が大きな割合を占めることが予想されることから、今後も厳しい財政状況が続くものと思われる。したがって、現在実施している第 5 次行革緊急行動計画に基づき効率的な行財政運営に努め、将来の市民に対しても質の高いサービスが維持できるよう、財政健全化を着実に進められることを要望してむすびとする。